

2023年3月15日

各位

株式会社 山口フィナンシャルグループ
株式会社 データ・キュービック

「おてがるインボイス」（請求書等作成・電子取引データ保存システム）の 取扱開始について

山口フィナンシャルグループ（代表取締役社長CEO 椋梨 敬介）の子会社であるデータ・キュービック（代表取締役 原田 紘幸）は、地域事業者さまが抱えるDX課題を解決するため、適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度という。）および改正電子帳簿保存法に対応する新サービスの取扱いを開始いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景

2022年に施行された改正電子帳簿保存法^{*1}および2023年10月に施行されるインボイス制度^{*2}について、地域事業者さまは定められた要件に沿った正しい事務手続を行うことが求められます。

そこで、データ・キュービックはデジタルを通じて、地域事業者さまの法制度対応と書類管理にかかる業務効率化をご支援するために、新サービスとして「おてがるインボイス」（請求書等作成・電子取引データ保存システム）の取扱いを開始いたしました。

2. サービス概要

（1）名称

「おてがるインボイス」（請求書等作成・電子取引データ保存システム）

（2）機能

① 請求書等の作成

記載要件に沿った請求書を作成でき、インボイス制度の必要事項に漏れなく対応することが可能です。

直感的な操作でスムーズに請求書を作成でき、事務時間の削減に繋がります。また、見積書や注文書などの書類作成にも対応しており、請求書へのデータ連携も簡単に行うことができます。

② 電子取引データの保存

電子取引データ（電子取引で受け取った取引情報）を電子帳簿保存法で定められた保存要件に沿ってクラウド上に保存することができ、ペーパーレス化を実現できます。

また、蓄積した電子取引データは取引相手、日付、金額で検索し、必要書類を速やかに表示することができます。保管場所から資料を探し出す為にかかっていた時間と手間を無くすことで、業務効率を上げることが可能です。

3. 本サービス導入にかかるご相談について

本サービスの導入にかかるご相談は、データ・キュービックへの直接のご連絡に加えて、山口銀行・もみじ銀行・北九州銀行の各支店からもお取次させていただきます。

4. 山口フィナンシャルグループのサステナビリティへの取り組み

山口フィナンシャルグループは、持続可能な社会の実現に貢献していくために、「グループサステナビリティ方針」を策定し、この方針に基づき、重点的に取り組むべきESG課題である「マテリアリティ」を特定しております。本件は、12のマテリアリティの中で「②地域におけるイノベーション創出、地域産業の成長サポート」の実現に資する取り組みです。



※1. 電子帳簿保存法とは、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等を定めた法律のことで、2022年1月に抜本的な見直しが行われました。その中でも電子的に授受した取引情報をデータで保存する電子取引については、2024年1月以降は保存要件に従った電子取引データの保存が必要となります。

※2. インボイス制度とは、新しい仕入税額控除の方式のことです。売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、適格請求書（売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。以下、インボイスという。）を交付し、写しを保存しておく必要があります。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社 データ・キュービック 平木
TEL：083-227-2902

おてがるインボイス（請求書等作成・電子取引データ保存システム）

こんなお悩みありませんか

- ❑ インボイス制度に対してどのような対応をすべきかわからない
- ❑ 対応に係るコストを抑えたい

当社がお悩みを解決

- ✓ Microsoft 365を活用したインボイス制度対応ソリューションを提供します
- ✓ 既にMicrosoft 365※をご利用いただいている場合は追加のランニングコストは発生しません
※Microsoft 365 Business Basic以上のライセンス
- ✓ 改正電子帳簿保存法にも対応しており、電子取引データ（電子的に授受した請求書等の取引情報）を電子データとして保存することで、ペーパーレス化を実現できます

導入イメージ

①請求内容入力画面

取引日	明細	数量	単価	税率
2023年2月14日	A商品	10000	10	10%
2023年2月14日	B商品	50000	10	10%
2023年2月14日	C商品	1000	100	8%

③電子データ保存画面

取引先名: 株式会社〇〇商事
取引種類: 請求書作成
取引年月日: 2023年2月14日
金額: 100000
添付ファイル: 請求書_テスト.pdf

②インボイス発行

取引日	明細	単価	数量	金額
2023年2月14日	A商品	10,000円	10	100,000円
2023年2月14日	B商品	50,000円	10	500,000円
2023年2月14日	C商品*	1,000円	100	100,000円

	金額(税込)	金額(税抜)
消費税8%対象分	100,000円	8,000円
消費税10%対象分	600,000円	60,000円
合計	700,000円	68,000円

<ご参考> インボイス制度について

<売手側> 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

<買手側> 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

※税務相談につきましては、ご担当の税理士様等へご相談ください。